



森林セラピーを体験される皆さまへ

新型コロナウイルス感染予防に関する智頭町森林セラピーの対応について

令和2年7月22日変更

令和2年6月20日変更

令和2年5月20日作成

新型コロナウイルス感染症の流行における政府の緊急事態宣言が、鳥取県を含む39県について、5月16日に解除されました。このことを受け智頭町森林セラピー推進協議会では、緊急事態宣言期間中休止しておりました受け入れを、下記の通りの対応にて5月21日より再開いたします。森林セラピーをご希望の皆様には、下記内容をご承諾の上、お申込み頂きますようお願いいたします。

※政府の基本的対処方針に基づき、6月19日以降、県境を越える移動は全国で可能になりました。

そのことを受け、一部対応および制限を変更いたします。(黄色いライン記載/7月22日変更)

お客様にはご承諾の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

【森林セラピー受付について】

当面の間、森林セラピーの受付を鳥取県内にお住まいの方に限らせていただきます。

また下記の場合は、お申込み受付後でも受け入れをお断りすることがあります。

<政府および行政の決定による受入れ中止>

- 政府の決定に基づき、森林セラピー体験予定日が往来自粛および禁止となった場合
- 鳥取県および智頭町において、上記の内容と同等の要請があった場合

<体験予定の方の体調不良および感染リスクを伴う状況が発生した場合の受入れ中止>

- 体験予定日前の2週間以内およびご出発前
- 下記の症状が、体験者および同一住居者にあった場合
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、
 - ・強いだるさ（倦怠感）、発熱や咳などの風の症状がある場合
- 大規模な密集会場で開催されるイベント等に参加された方
- 中国5県および隣県を除く、県外へ出かけた場合

(岡山県・広島県・島根県・山口県および兵庫県北部への移動は可とする※)

※ただし、鳥取県HPの「[新型コロナウイルス感染症特設サイト](https://www.pref.tottori.lg.jp/itcm/1215170.htm)」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/item/1215170.htm> 内の

「感染に警戒する地域（感染警戒地域等）及び当該地域を訪問される方へのお願い」における

「**特別警戒感染地域**」「**重要感染警戒地域**」に中国5県及び隣県が含まれている場合はその県の移動は不可とする。

海外渡航をされた方

※お申込み後、上記のいずれか該当する状況が発生した場合は、ただちに智頭町森林セラピー推進協議会にご連絡ください。

【森林セラピー体験当日のお願い】

- マスクを着用ください。
- 体験希望の方全員、集合場所に到着後、検温をいたしますのでご協力ください。
- アルコール・石鹸等による指手の消毒・洗浄をお願いします。
- 体調が優れない場合は、同行ガイドに必ずお伝え下さい。

<その他>

森林セラピー体験につきまして、状況によって変更および受入れをお断りさせていただく場合がございますので、ご了承下さい。

セラピー体験後に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は、直ちに協議会へ連絡をお願いします。なお、対応ガイドに陽性反応が出た場合も、同様の対応をさせていただきます。

なお、コロナウイルス感染症に関わる予約のキャンセルについては、キャンセル料は発生しません。

【問合せ先】

智頭町森林セラピー推進協議会 / 一般社団法人 智頭町観光協会 担当：岡垣

(年末年始以外無休 9時～18時 ※緊急事態宣言の場合変更あり)

電話：0858-76-1111

FAX：0858-76-1112

E-mail：therapy@town.chizu.tottori.jp